

パブリックコメントの実施について（案）

石垣市パブリックコメント実施要綱（平成17年8月12日告示第82号）に基づき、提供する計画（見直し案）に対するご意見又はご提言を募集します。

(1) 募集案件

石垣市一般廃棄物処理基本計画（見直し案）

(2) 意見の募集期間

平成30年2月26日（月） ～ 平成30年3月27日（火）30日間

(3) 対象

- ・市内に住所を有する者
- ・本市に対して納税義務を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) (案) の公表方法

- ① 石垣市公式ホームページ
- ② 石垣市役所（2階）市政情報センター
- ③ 石垣市立図書館
- ④ 石垣市健康福祉センター
- ⑤ 石垣市役所（中2階）環境課窓口

(5) 意見の提出方法

所定の意見提出用紙にご記入のうえ、以下のとおり郵送、FAX、電子メールのいずれかで送付していただくか、又は石垣市環境課に直接提出して下さい。

・ 郵送又は直接提出

〒907-8501 石垣市美崎町14番地 市民保健部 環境課

・ FAX、電子メールでの提出

FAX0980-83-9255 石垣市 環境課あて

E-mail: seikatu@city.ishigaki.okinawa.jp 石垣市 環境課あて

(6) 備考

- ・ 提出の際は、住所、氏名、電話番号を必ず記入して下さい。
- ・ 提出して頂いたご意見は、提出者には直接回答いたしません。後日、ご意見に対する市の考え方を示して公表します。（※その際には、提出者の個人情報は公表しません。）
- ・ 個人情報については、石垣市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

石垣市一般廃棄物処理基本計画（見直し案）について
市民意見用紙

氏名、住所、電話番号が未記入のご意見については受理できませんので、必ず明記して下さい。提出されたご意見については、公表する場合がございますが、住所、氏名、電話番号等の個人情報については、公表することは決してありません。

ご意見の記入にあたっては、計画（見直し案）の該当ページの記入をお願いします。また、この用紙については、複数枚にまたがっても構いません。

住 所	
氏 名	
電話番号	

ご意見の内容	該当ページ
(記入例)・〇〇について、△△という表現の方が望ましいのではないかと。	●●ページ

【計画（見直し案）に関するお問い合わせ】

〒907-8501 石垣市美崎町 14 番地 市民保健部環境課

電話 0980-82-1285 F A X 09808-83-9255 E-mail : seikatu@city.ishigaki.okinawa.jp

【パブリックコメント制度に関するお問い合わせ】

〒907-8501 石垣市美崎町 14 番地 企画部企画政策課

電話 0980-82-1350 E-mail : kikaku@city.ishigaki.okinawa.jp